

諮問第46号

## 答 申

## 第1 審査会の結論

審査請求人(以下「請求人」という。)の公文書公開請求に対し、札幌市教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が、領収書の集計表及び発注票について、不存在を理由として非公開とした決定は妥当である。また、その他を非公開としたことについては、結果として妥当であると認めざるを得ない。

## 第2 審査請求に係る経緯

## 1 公開請求

請求人は、平成15年3月31日、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、「札幌市立藻岩中学校(以下「対象校」という。)における平成9年度から14年度までの第2学年宿泊研修実施における必要経費の見積書、発注票、納品書、領収証とその集計表。父母への決算報告書」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

## 2 一部公開決定

実施機関は、対象校の宿泊研修に関する以下の公文書を対象公文書として特定し、特定の個人を識別できる情報を非公開とした上で、その他の部分を公開する決定(以下「原決定」という。)を行い、平成15年5月20日付け公文書一部公開決定通知書をもって請求人あて通知した。

- (1) 平成9年度の見積書、納品書、領収書、決算報告書
- (2) 平成10年度及び13年度の領収書、決算報告書
- (3) 平成14年度の納品書、領収書、領収書の集計表、決算報告書

なお、本件請求に係る次の対象公文書(以下「非公開公文書」という。)については不存在につき非公開とすることを、当該公文書一部公開決定通知書備考欄に付記した。

- (1) 平成9年度の発注票、領収書の集計表
- (2) 平成11年度及び12年度の見積書、発注票、納品書、領収書、領収書の集計表及び決算報告書
- (3) 平成10年度及び13年度の見積書、発注票、納品書、領収書の集計表
- (4) 平成14年度の見積書、発注票

## 3 審査請求

請求人は、原決定のうち非公開公文書に係る決定を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条に基づき、同年7月25日付けで審査庁である札幌市教育委員会に対し、審査請求を行った。

## 第3 請求人の主張要旨

## 1 審査請求の趣旨

非公開公文書を公開するとの決定を求める。

## 2 審査請求の理由

### (1) 保存期間

非公開公文書は、保存期間が5年と定められているものであり、これを不存在とすることに何ら妥当な理由が示されていない。

### (2) 平成10年度の領収書

存在しないと主張している平成10年度の領収書は、請求人が以前行った公文書公開請求により公開されたことがあり、本件請求においてこれを存在しないとする主張は明らかに嘘である。

### (3) 不正隠し

経費流用等不正の発覚を防ぐため意図的に不存在文書を廃棄等したとするのであれば、これは明らかに証拠隠滅に当たり、違法不当である。

## 第4 実施機関の説明要旨

### 1 非公開公文書

#### (1) 平成11年度及び12年度文書

非公開公文書中、平成11年度及び12年度の見積書、発注票、納品書、領収書、領収書の集計表及び決算報告書（以下「平成11年度文書等」という。）は、対象校において、年度及び事業別に経理関係書類としてまとめたファイルに入れて管理していたが、当該ファイルが、PTA監査委員による監査を受け、その結果を文書にて関係する保護者に報告した後にいずれも所在不明となっており、非公開公文書についても同様である。

なお、所在不明となる以前に非公開公文書のすべてが存在したかについては、現時点では確認できない。

#### (2) 見積書

非公開公文書中、平成11年度文書等該当分を除く見積書については、経費の執行にあたりその当初から業者から見積書を徴取しなかったため、文書不存在とした。

#### (3) 領収書の集計表及び発注票

本件請求に係る宿泊研修費の取扱いについては、平成16年2月に改正される以前の札幌市立学校徴収金取扱要領（平成8年教育長決裁。以下「旧要領」という。）に定められているものであるが、非公開公文書中、領収書の集計表及び発注票（いずれも平成11年度関係文書に係るものを除く）については、作成すべきとする規定がないことから作成しておらず、これを文書不存在としたものである。

なお、領収書の集計表に関し、平成14年度のものが対象公文書として存在するのは、たまたま当該年度の担当の教職員が整理の都合上これを作成したためである。

## 2 調査等

### (1) これまでの調査

平成11年度文書等に係る公文書公開請求は、本件請求と同じ又は一部重複する内容のものが、平成14年9月から、原決定に対する審査請求に係る諮問を審査会に行

った平成16年1月までの間に複数回提出されている。

実施機関は、これらの公文書公開請求を受理した都度、対象校に対する事情聴取等を行ったことはもちろんであるが、現地調査も複数回行っている。

さらに、校長・教頭を通じて対象校の全教職員に周知し、個人保管の有無、あるいは一時的に使用したまま本来の保管場所ではないところに返却していないか等の確認を行い、また対象校から他校への異動者に対しても所在の手掛かりについて調査を重ねてきた。

しかしながら、当初の状況から変化がないところである。

## (2) 平成10年度の領収書

本件請求に係る対象公文書に平成10年度の領収書を特定し、請求人に公開を実施している。

## 第5 審査会の判断

### 1 非公開公文書

#### (1) 概要

実施機関の説明によると、非公開公文書は、宿泊研修の実施に係る支出の証拠書類及び決算報告書であり、対象校では通常、当該事業の遂行に伴い作成又は取得する他の経理関係書類とともに一つのファイルにつづられ、対象校の校長の管理の下、所定の場所において保存されているものである。

#### (2) 関係規定

本件請求に係る宿泊研修の経費は、旧要領第3条第2号にて規定される積立金に該当するものである。

その取扱いについて、旧要領第24条の規定に基づき具体的事務処理を規定した学校徴収金事務の手引(5)によると、学校徴収金による物品購入に際しては、当該事務の執行書類である物品等購入何書及び支出何書・精算書には、その一連の書類として見積書、納品書、領収書を添付して保存することとされている。

また、旧要領第11条において校長は、原則として会計年度終了後速やかに会計区分ごとに決算書を作成し、その結果を保護者に報告しなければならないこととされている。非公開公文書中、決算報告書は、同条に規定する決算書に該当するものである。

そして、これらの支出に係る証拠書類の保存期間は、第20条第2項にて当該年度経過後5年と定められている。

以上のことから、非公開公文書のうち見積書、納品書、領収書、決算報告書は、当該年度経過後5年間保存することと定められており、本件請求がなされた時点でいずれも保管・管理されていなければならないものである。

一方、非公開公文書のうち領収書の集計表及び発注票については、旧要領には作成及び保存に係る規定はない。

#### (3) 実態

非公開公文書が不存在であるとする理由は、それぞれ平成11年度文書等については所在不明、他の年度に係る見積書は業者から徴取していないため、また、平成11年度文書等を除く発注票及び領収書の集計表は、作成していないためである。

## 2 非公開公文書の存否

**(1) 平成11年度文書等**

平成11年度文書等に関し、実施機関では、本件請求を受けての対象校への現地調査及び事情聴取のほか、以前から対象校以外に不存文書が存在する場合を考慮して広く搜索を続けているが、いまだにその存在を確認するに至っていない。

このことについて、実施機関の説明に特に不合理な点は認められず、また、他に平成11年度文書等の存在をうかがわせる事実も認められなかった。

これらのことから、平成11年度文書等を不存につき非公開としたことについて、結果として妥当であると認めざるを得ない。

**(2) 見積書**

平成11年度文書等該当分を除く見積書が不存であることについて、当該見積書の存在をうかがわせる事実も認められなかった。

これらのことから、平成11年度文書等を不存につき非公開としたことについて、結果として妥当であると認めざるを得ない。

**(3) 保存の定めのない公文書**

領収書の集計表及び発注票については、旧要領に作成及び保存に係る定めはないことから、実施機関がこれを作成せず、また保存もしていないとして、これを非公開と決定したことは、妥当である。

**(4) その他**

請求人は、本件請求以前に、当人による公文書公開請求にて非公開公文書のうち平成10年度の領収書を公開されたにも関わらず、本件請求では不存につき非公開とされたと主張している。

実施機関に確認したところ、請求人に対し、本件請求に係る公開実施にて確かに当該領収書を公開している。よって、当該事実に係る請求人の主張は誤認である。

**3 結 論**

以上のことから、当審査会は第1のとおり判断するものとする。

**4 付 記**

実施機関が公文書を適正に保存・管理することは、条例第29条に規定されるとおり、情報公開制度が適正に運営されることの前提をなすものである。

実施機関においては、今後、条例及び文書管理に係る規定の趣旨を踏まえて適正な文書管理が行われるよう、強く注意を喚起する。

**第6 審査経過**

次表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成16年1月8日	諮問書及び審査庁の非公開理由説明書を受理
平成16年6月16日	審査請求人に審査庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成16年7月12日 (第156回審査会)	事案の概要説明
平成16年7月29日 (第157回審査会)	審査請求人から意見を聴取
平成16年7月30日 (第158回審査会)	実施機関から事情を聴取
平成16年8月19日 (第1回第1部会)	審 議
平成16年8月31日 (第2回第1部会)	審 議
平成16年9月15日 (第159回審査会)	審 議
平成16年10月4日	答 申